

3. 受験資格一覧 ※どちらも試験前日までに通算5年以上の従事期間かつ900日以上に従事日数を満たす方が対象です。

<受験資格①> 下記の法定資格に基づき要援護者に対する直接援助業務を行う者

受験資格コード	職種名	対象となる業務の根拠法令	対象となる業務
1001	医師	医師法	医師として医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者
1002	歯科医師	歯科医師法	歯科医師として歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者
1003	薬剤師	薬剤師法	薬剤師として調剤、医薬品の供給その他薬事法を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者
1004	保健師	保健師助産師看護師法	保健師として厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事する者
1005	助産師	保健師助産師看護師法	助産師として厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導に従事する者
1006	看護師	保健師助産師看護師法	看護師として厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する者
1007	准看護師	保健師助産師看護師法	准看護師として都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する者
1008	理学療法士	理学療法士及び作業療法士法	理学療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法に従事する者
1009	作業療法士	理学療法士及び作業療法士法	作業療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法に従事する者
1010	社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法	社会福祉士として登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者
1011	介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法	介護福祉士として登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰（かくたん）吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるものを行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者

受験資格コード	職種名	対象となる業務の根拠法令	対象となる業務
1012	視能訓練士	視能訓練士法	視能訓練士として厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者
1013	義肢装具士	義肢装具士法	義肢装具士として厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とする者
1014	歯科衛生士	歯科衛生士法	歯科衛生士として厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をこなすことのできる医師を含む。)の直接の指導の下に歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為に従事する者 一 歯牙露出面及び通常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的によって除去すること 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること または、歯科診療の補助に従事する者 または、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導に従事する者
1015	言語聴覚士	言語聴覚士法	言語聴覚士として厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者
1016	あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受け、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とする者
1017	はり師		
1018	きゅう師		
1019	柔道整復師	柔道整復師法	柔道整復師として厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者
1020	栄養士	栄養士法	栄養士として都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者
	管理栄養士	栄養士法	管理栄養士として厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等
1021	精神保健福祉士	精神保健福祉士法	精神保健福祉士として登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者

<受験資格②>以下に掲げる施設等において、必置とされる相談援助業務に従事する者

受験資格コード	職員・職種	施設・事業所	規定する法令・通知等
2001	生活相談員	特定施設入居者生活介護	・介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項第1号
2002	生活相談員	地域密着型特定施設入居者生活介護	・介護保険法第8条第21項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第110条第1項第1号
2003	生活相談員	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	・介護保険法第8条第22項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第131条第1項第2号
2004	生活相談員	介護老人福祉施設	・介護保険法第8条第27項 ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第2号
2005	支援相談員	介護老人保健施設	・介護保険法第8条第28項 ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項第4号
2006	生活相談員	介護予防特定施設入居者生活介護	・介護保険法第8条の2第9項 ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第231条第1項第1号
2007	相談支援専門員	指定特定相談支援事業	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条
2008	相談支援専門員	障害児相談支援	・児童福祉法第6条の2の2第7項 ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条
2009	主任相談支援員	生活困窮者自立相談支援事業	・生活困窮者自立支援法第2条第2項 ・生活困窮者自立支援事業等の実施についての別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)ア

※介護保険法に基づく生活相談員には資格要件があります。沖縄県では、**社会福祉士**、**精神保健福祉士**、**社会福祉士主任任用資格**に加え、**介護福祉士**及び介護支援専門員を要件資格としています。(平成25年6月3日付沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課第398号通知)

#### 4. 受験資格の留意事項

(1)実務経験は、**令和8年10月10日(土)の試験前日までに、通算5年以上の実務経験期間と900日以上**の**従事日数の両方を満たす必要があります。**

(2)受験対象となる業務については、**要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。**

(3)法定資格に係る業務のうち、要援護者等への直接的な対人援助業務が受験資格の対象となります。要援護者に対する直接的な対人援助業務ではない業務(研究、事務、営業、教育等)を行っている期間は、算定不可です。

(4)実務経験期間(従事期間)とは、受験者が受験資格に該当する業務を行っていた期間をいいます。従事期間には「産休、育休、病休」等の休職期間も含まれます。

(5)実務経験日数(従事日数)とは、実務経験期間(従事期間)のうち、実際に要援護者に対する直接的な対人援助業務を行っていた日をいいます。休日、休暇、出張、研修、産休、育休、病休、介護休業等で相談・介護等の業務に従事しなかった日は従事日数に算定できません。

(6)法定資格の業務経験を実務経験期間として算入できるのは、資格取得(登録)日以降の期間のみとなります。

※一部資格には、資格取得に係る国家試験の合格証が発行されることもありますが、試験に合格した日付ではなく、当該資格の登録日が実務経験期間算定の起点となります。資格取得日の確認は必ず資格登録証を参照してください。

(7)実務経験の日数換算については、1日の勤務時間が短い者(短時間勤務等)の場合についても1日の勤務日数として算定します。夜勤については、日付を超え且つ8時間を超える勤務の場合のみ2日としてカウントも可能です。